

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）

1. 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針**前文～第 1**

- 実質的な内容の変更なし。

第 2-1 平時からの取組

- 都道府県は豚等の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第 2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法 21 条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第 3-1～第 5

- 実質的な内容の変更なし。

第 6 病性等判定時の措置

- 豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該豚等の所有者に対して、当該豚等に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該豚等の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第 7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は豚等の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該豚等の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。

- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第 8 通行の制限又は遮断（法第 15 条）

- 内容の変更なし。

第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

- 移動制限区域外から区域内へ、豚等の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第 10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第 11～第 13

- 内容の変更なし。

第 14 家畜の再導入

- 発生農場において豚等を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第 15～第 20

- 内容の変更なし。

第 21 家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第 22～第 23

- 内容の変更なし。

第 24 経口ワクチンの散布

- 経口ワクチンの散布に当たっては、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される協議会を設置する旨明記する。

第 25 その他

- 内容の変更なし。

2. 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第1

- 内容の変更なし。

第2 平時からの取組

- 都道府県は家畜の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第3 発生に備えた体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 都道府県による臨床検査において、抗原検出キット使用時に動物衛生課と協議する旨を追記する。
- 特定症状の定義に、動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。

第5 病性等の判定

- 実質的な内容の変更なし。

第6 病性等判定時の措置

- 家畜が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する口蹄疫のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は家畜の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該家畜の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。
- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10 家畜の集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

- 留意事項に記載のある移動制限区域内のと畜場の再開のための要件を、本体に記載する。

第11～第13

- 実質的な内容の変更なし。

第14 予防的殺処分（第17条の2）

- 予防的殺処分を実施した際の死体の処理方法を追記する。

第15 家畜の再導入

- 発生農場において家畜を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第16～20

- 実質的な内容の変更なし。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第22～25

- 実質的な内容の変更なし。

3. アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第1

- 内容の変更なし。

第2-1 平時からの取組

- 都道府県は豚等の所有者に対して、疾病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額される旨周知するよう追記する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 焼却施設等の利用について、法21条に基づく都道府県知事から市町村への協力規定を追記する。

第3～第5

- 実質的な内容の変更なし。

第6 病性等判定時の措置

- 豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、都道府県は当該豚等の所有者に対して、当該豚等に起因するアフリカ豚熱のまん延を防止することについては、当該豚等の所有者が第一義的責任を有していることを説明する旨追記する。

第7 発生農場等における防疫措置

- 家畜防疫員は豚等の所有者に対して、患畜又は疑似患畜のと殺、当該死体の焼却又は埋却を指示し、当該豚等の所有者による迅速かつ適切な防疫措置の実施が困難であると認められる場合においては、家畜防疫員が代わって防疫措置を実施する旨追記する。
- 患畜の死体等の焼却時等に焼却施設時において実施すべき消毒の強化を追記する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、豚等の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第11～第12

- 内容の変更なし。

第13 予防的殺処分（法第17条の2）

- 予防的殺処分を実施した際の死体の処理方法を追記する。

第14 ワクチン

- 内容の変更なし。

第15 家畜の再導入

- 発生農場において豚等を再導入した後、家畜防疫員が飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、当該基準が遵守されていない場合は改善が認められるまで指導を行う旨を追記する。

第16～第20

- 内容の変更なし。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

- 野生いのししでアフリカ豚熱が発生した場合に設定される移動制限区域内で採取された精液等について、「病性判定日から遡って15日目の日」か「病性判定がなされた野生いのししの発見日」のうち、いずれか長いものより前に採取されたものに限り、移動制限区域から移動させることができるものとする。

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

- 移動制限区域内において、と畜場における食肉加工業は制限を受けない旨明記する。

第23～第25

- 内容の変更なし。

4. 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第3

- 実質的な内容の変更なし。

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 特定症状の定義に、動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。

第5～8

- 実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10～25

- 実質的な内容の変更なし。

5. 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文～第3

- 実質的な内容の変更なし。

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

- 特定症状の定義に、動物用生物学的製剤等を用いた検査の結果、陽性となった場合を追記する。

第5～8

- 実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

- 移動制限区域外から区域内へ、家畜の死体だけでなく敷料等も移動できる旨追記する。

第10～17

- 実質的な内容の変更なし。